

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 孺恋村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
放置建物解体費補助金	助成	嬭恋村放置建物解体費補助金	別荘地等の良好な環境や景観を維持するため、放置されている老朽化した建築物を解体又は撤去した場合補助が受けられます。	放置建物の解体又は撤去した場合	1㎡当たり5,000円 150,000円を限度額			工事着工前	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1000000000241/index.html	
空き家の活用支援事業	助成	お試し滞在補助金	嬭恋村内への移住を目的として住居(空き家等)および仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動を行うため滞在する方々に対し、滞在費の一部を補助します。	・群馬県外にお住まいの方 ・嬭恋村内の宿泊施設に宿泊する方 ・滞在中に移住相談を実施する方 ・転勤・婚姻等による転入予定者でない方 ・親族が嬭恋村内に住所を有していない方(2親等以内)	1人当り上限4,000円(基本宿泊料金の1/2以内) ・中学生以上4,000円 ・小学生以下2,000円			随時	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1000000000521/index.html	・1世帯当り同一年度内の利用は2回以内 ・初回の申請の日から起算して3年間を限度
空き家の活用支援事業	助成	嬭恋村空家対策総合支援事業補助金	特定空家等・不良住宅に該当する 空家住宅の 解体工事又は 移住者向けの賃貸物件として利活用するために 空家 住宅の 改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。	特定空家等・不良住宅に該当する空き家を解体、または空き家を移住者向けの体験施設や賃貸物件として利活用するために改修する者で、次の全てに該当する者。 (1)特定空家等・不良住宅の所有者又はその法定相続人(相続人が複数の場合は、その代表者)で、納付すべき村税その他の村に対する債務に遅滞がない者。 (2)当該補助金に係る工事について、他の制度による補助金を受けていない者。 (3)村内業者に解体又は改修工事を発注する者で、当該年度末までに工事完了報告書等が提出できる者。	解体…工事金額の4/5以内とし、補助金限度額は30万円(うち1/2は国の補助) 改修…工事金額の2/3以内とし、補助金限度額は20万円(うち1/2は国の補助)			工事着工前	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191		